

令和6年第3回（9月）定例町議会

（第4日 9月13日）

令和6年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月13日（金）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和5年度西伊豆町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎クリスタルパーク改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎公園芝生広場公衆トイレ解体及び新築工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第53号 | 令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業汁谷橋長寿命化対策工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 発議第 5 号 | 地震財特法の延長に関する意見書（案）について |
| 日程第 12 | 発議第 6 号 | 最低賃金の改善と中小企業支援対策の拡大を求める意見（案）について |
| 日程第 13 | 議員派遣について | |
| 日程第 14 | 常任委員会の閉会中の継続調査について | |
| 日程第 15 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	松田貴宏君	２番	浅賀元希君
３番	仲田慶枝君	４番	堤豊君
５番	芹澤孝君	６番	高橋敬治君
７番	山田厚司君	８番	西島繁樹君
９番	堤和夫君	１０番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	村松圭吾君
まちづくり戦略課長	長島司君	産業振興課長	渡邊貴浩君
窓口税務課長	高橋昌子君	健康福祉課長	鈴木一博君
建設課長	久保田寿之君	防災課長	真野隆弘君
環境課長	土屋智英君	会計課長	森健君
企業課長	居山繁君	教育委員会 教務局長	朝倉通彰君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野浩正	書記	堤浩之
--------	------	----	-----

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第1、認定第1号、令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第1号、令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、令和6年9月5日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。議会会議規則第71条の規定により、第1常任委員会・第2常任委員会の連合審査会を9月5日、6日に町長、副町長、教育長及び企業課長除く各課長・局長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

「令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算」は、歳入総額80億1,153万5,926円、歳出総額75億1,639万8,762円で、差引額4億9,513万7,164円が繰越額となります。前年度決算額との対比では、歳入は18億5,169万8,661円、率にして18.8%の減。歳出は17億897万4,635円、率にして18.5%の減となりました。

歳入の主な増は、前年度繰越金1億1,758万2,000円の増、財政調整基金繰入金1億円の増、

重点支援地方交付金7,373万円の増、サンセットコイン事業特別会計繰入金5,683万円の皆増、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）5,184万円の皆増です。主な減は、サンセットコインチャージ料12億124万2,000円の皆減、ふるさと応援寄附金3億8,730万6,000円の減、サンセットコインチャージ料（付加分）1億9,930万円の減、地方創生臨時交付金1億4,466万6,000円の減、社会資本整備総合交付金（道路メンテナンス事業）1億337万2,000円の減です。

前年度より歳入減となったのはサンセットコインチャージ料が特別会計に移行した影響が大きく、特別会計に移行したサンセットコインチャージ料除くと、前年度決算額との対比では6億5,045万6,804円、率にして7.5%の減となりました。またサンセットコインチャージ料を除いた決算額で見ると減少額のうち59.5%はふるさと応援寄附金の減少によるものでした。

歳出で主な増は、消防費の津波避難タワー等整備工事（繰越し明許分を含む）2億3,515万8,000円の増、諸支出金の森林整備基金元金積立て9,025万2,000円の増、財政調整基金元金積立6,484万9,000円の増、民生費の価格高騰緊急支援給付金5,774万円の増、商工費の指定管理施設改修業務委託5,138万6,000円の皆増です。

前年度と比較して主な減は、商工費のサンセットコイン利用料などの報償費が15億7,495万2,000円の皆減、諸支出金のふるさと応援基金元金積立3億8,730万6,000円の減、商工費のふるさと納税特産費5,954万5,000円の減、諸支出金のサンセットコイン事業基金元金積立5,184万9,000円の皆減、土木費のトンネル長寿命化対策事業（繰越し明許分含む）4,837万8,000円の減です。

歳出はサンセットコイン利用料が特別会計に移行したことにより大幅に減少していますが、サンセットコイン利用料（過年度分を含む）を除くと、前年度決算額との対比ではマイナス1億3,402万2,793円、率にして1.8%減になりました。

審査では主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 相続登記が義務化されたが、それに対しての指導を適切にやるなど不納欠損を出さないようにする方策はあるか。

回答 国全体で取り組んで頂かないといけない問題だと思いますが、今後マイナンバーカードで全ての財産が紐づけできるようになれば、お亡くなりになった方の土地の相続人を追いかけることができます。ただ今の段階では相続人を追いかけることもできないため、不納のまま残ったものは最終的に欠損せざるを得ないことから、早くマイナンバーカードと紐づけして課税対象者に適切に課税をしてもらったほうが私たち自治体としては助かります。

- 2 質疑 ふるさと応援寄附金の新商品の許可がなかなか下りないとはどういうことか。
- 回答 総務省のふるさと納税担当部署の規模が小さく、数名で検査をしていることから許可が出るのが遅いという状況です。
- 3 質疑 第一次産業を活用した観光コンテンツ化移住推進業務委託の委託先の名前と検証は。
- 回答 委託先は株式会社西伊豆プロジェクトです。この事業を含む地方創生推進交付金事業の重要業績評価指数（K P I）の検証会を、毎年9月以降に実施しており、令和5年度事業についてはこれから実施いたします。
- 4 質疑 お試し住宅は、利用者の方たちに生の声を聞いて対策を町は立てていくべきだと思うが。
- 回答 入居後のアンケートを7組からご回答いただき、お試し移住住宅及び町の移住・定住施策の取組に対する要望、改善点があるかとの質問に対し「お試し移住住宅」の改善については様々なご意見を頂く一方で、移住施策については、それぞれ1組から「住宅などの不動産情報が少ない」「地域の人と交流する場がない」といった意見を頂いていますので、今後の移住施策に反映させていきたいと思っています。
- 5 質疑 放課後児童クラブは、仁科小学校以外は人員確保やスペースの問題もあり新たな設置は難しいということだが、解決方法はないのか。
- 回答 1番大きな問題は人員確保であり、教室の確保の問題もあるため、代案として今年度からは宇久須から仁科までスクールバスで送っています。
- 6 質疑 成年後見制度の利用者は。
- 回答 後見人が21人で、保佐人が2人、合計23名の方が成年後見人をご利用されています。
- 7 質疑 松くい虫防除予防剤注入業務は、毎年松枯れが出ているが効果はどうか。
- 回答 止めたら軒並み枯れてしまう可能性もあるので、打ち続けないと最悪の状況を招く恐れがあります。
- 8 質疑 観光費の誘客宣伝委託事業の成果指標で、非常に効果の高い誘客を図ることができたと記載されているがどういうことか。
- 回答 インフルエンサーによる動画配信を行ったところ、その月は動画で紹介されたホテルの予約が例年に比べて2割増えたとか、動画配信に合わせてキャンペー

ンを行ったところ売上げが伸びるなど、実際に何人来たか数字ではあらわせませんが実績として西伊豆に来ていただいた方が多かったのは分かっております。

9 質疑 これから南海トラフ地震に対して町は防災機材を充実していく考えはあるのか。

回答 今後、防災課を中心に防災資機材の総点検を行う予定です。

10 質疑 松崎高校へ進学する生徒への奨学金の効果はないのではないか。

回答 松崎高等学校の偏差値を考えていただければ、おのずと答えは出るのかなというふうに思います。奨学金を出したから松崎高校へ進学する生徒が増えるとか増えないのレベルにもなっていないぐらい魅力はないんだろうというふうに思います。

以上のほかにも建設的な多くの質疑がありましたが割愛しました。

審査の結果全員賛成で原案のとおり承認することに決定しました。

以上です。

原案と認定することに決定しました。そうですか、失礼しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑いかがですか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 動議、議事進行、休憩お願いします。

○議長（堤 豊君） はい、休憩。

暫時、休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時45分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて、再開します。

質疑、認定第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。はい、これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） はい。令和4年6月の定例会で一般質問しました附属機関の見直しの件で指摘しましたとおり、諮問委員会を設置するには条例が必要となります。昨年度の文教施設等整備委員会については根拠となる条例がありません。にもかかわらず、委員に報酬が支払われていることは財務会計上違法な公金の支出となります。そもそも諮問答申というのは、行政の政策決定に大きな影響を与えるものです。しかしその委員は公選職ではありません。公選職ではない委員の皆さんの答申に民主的な正当性を与えるのが設置条例です。私の一般質問から、実際に5年度の文教施設等整備委員会が始まるまでおよそ1年半ありました。その間に再エネ導入戦略策定委員会は条例で設置されました。しかし、町は文教施設等整備委員会の設置条例を制定しませんでした。今年7月臨時会補正予算の認定こども園の建設候補地の件については、事業を早く進めるべきだと考え、その点は触れずに答申に沿った内容に私は賛成しました。反対された方々も、誰も答申の内容に正当性がないとは言っていない。なので、この点をもって昨年度の不作為が今年度の文教施設等の整備が進んでいないことの原因だとは申しませんが、やはり全体を通して町の詰めが甘いことを示すものではないでしょうか。しかしながら、これでは決算に反対する理由としては漠然としたものとなってしまいますから、具体的に指摘するとすれば違法な公金の支出を含む決算でありますから、この認定には反対します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 令和5年度決算は、予算に対応し粛々と執行をされておると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

認定第1号、令和5年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第2、認定第2号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第1常任委員長報告。

認定第2号「令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。委員会は、9月9日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

「令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額12億1,867万8,642円、歳出総額11億5,934万5,517円で、差引額5,933万3,125円の繰越し額となり、前年度決算との対比では、歳入は金額で166万102円、率で0.14%の増、歳出は金額で2,921万4,710円、率で2.46%の減となりました。

歳入の主な増は、繰入金が前年度比4,414万7,000円の増となりました。これは国民健康保

険事業基金から繰入れを行ったためです。主な減は、県支出金が前年度比3,367万8,000円の減となりました。これは保険給付費の減少に伴い、普通交付金が減となったことが主な要因です。

歳出の主な増は、諸支出金が前年度比221万1,000円の増となりました。これは保険給付費等交付金返還金が増加したためです。主な減は保険給付費が前年度比2,837万4,000円の減となりました。これは入院外及び調剤にかかる医療費が減少したことによるものです。被保険者数は令和5年度末で1,891人で、昨年から128人減となりました。被保険者のうち65歳以上75歳未満の前期高齢者数は1,086人で、57.4%を占めております。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 入院外保険給付については、入院外と調剤にかかる医療費が減少したからとあるが調剤が減少したのはジェネリック医薬品が多かったからか。

回答 ジェネリック医薬品の利用率が86.6%となっており、調剤が低くなった原因の1つであると推測されます。

- 2 質疑 収納率が下がっている要因とその対策は。

回答 外国人の方が増えていることが1つの要因であると思います。外国人の方は転入してきたときに社会保険かどうか分からなければ、必ず国保に加入頂いており、そのあと社会保険になっても手続をされない方がおり、結局その手続をされないまま転出をしてしまうことも多くなりつつあります。対策としては、なるべく外国人の方であれば社会保険に入ったならば手続を早くしていただくように努めています。

- 3 質疑 基金の取崩しは今後も続くのか。

回答 国は子育てに力を入れるために令和8年度以降、各医療保険者から納付金集めることになっています。このため、令和8年度に国民健康保険税の改正を予定しています。この納付金を納めるため税率を改正するわけですが、その際ほかの税率を見直すのか、それとも基金からの繰入れのいずれかで対応することになります。静岡県は、県内の保険料令和15年度、遅くとも18年度には統一したいと考えています。基金残額がどのように推移するかにもよりますが、基金繰入と税率改正を適時行いたいと思っています。

以上のほか、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

はい。これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第2号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、認定第3号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

て、第1常任委員長報告。認定第3号は「令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。委員会は9月9日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。「令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額3億1,127万2,739円、歳出総額3億1,089万4,039円で、差引額37万8,700円の繰越し額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で1,464万2,446円、率にして4.49%の減、歳出は金額で1,440万8,846円、率にして4.43%の減となりました。

歳入の主な増は、後期高齢者医療保険料が前年度比279万4,000円の増額で、これは被保険者の増が主な要因です。歳出の主な減は、諸支出金が前年度比1,821万円の減額で、主な要因は、令和4年度広域連合納付金過年度返還額の減額に伴い一般会計繰出金が減額となったことによるものです。

加入人数は、令和5年度末で2,213人。昨年と比較しまして42人増となっております。

審査では、主に次のような質疑がされました。

1 質疑 高齢者の障害認定者が倍増している要因は。

回答 国民健康保険の65歳以上の方について、後期高齢者医療保険に加入できる一定の障害がある方へ勧奨を行っています。令和5年度は勧奨に力を入れ、国民健康保険の医療費の適正化に努めました。31名の方を対象者として、実際に移行された方が18名いたためです。

2 質疑 雑入が去年は2,500万円ほどあったのが今年は760万円程度になった理由は。

回答 広域連合からの返還金で事務費が116万円、療養給付費が645万円です。昨年度は2,500万円程度で事務費が150万円、療養給付費が2,400万円です。令和4年度は広域連合の療養給付費の見込みが多かったため、返還金が多く生じました。

以上のほか質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第3号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第4、認定第4号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第4号「令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第1常任委員会に付託となりました。委員会は9月9日の間に、失礼しました。9月9日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、主幹兼納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結

果につきましてご報告申し上げます。

「令和５年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額13億8,271万887円、歳出総額12億7,157万2,604円で、差引額１億1,113万8,283円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で2,887万5,395円、率にして2.05%の減、歳出は金額で635万7,756円、率にして0.5%の増となりました。

歳入の主な前年度比は、国庫支出金120万6,000円の増、支払い基金交付金1,111万7,000円の増、保険料679万6,000円の減となりました。保険料の減は、第１号被保険者数の減少によるものです。歳出の主な前年度比は、保険給付費2,669万5,000円の増、これは居宅介護サービス費の増額によるものです。地域支援事業費120万2,000円の減、これは介護生活支援サービス事業費（訪問型・通所型）の減額によるものです。諸支出金は756万5,000円の減となりました。これは介護給付費交付金の返還金が減少したことによるものです。

介護給付等支払準備基金は、積立てを行い、決算時には４億362万3,000円となりました。

令和５年度末の介護認定者数は要支援の１・２が83人、要介護１から５が504人、介護認定者数は587人で、前年度末から５人の増となりました。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- １ 質疑 介護認定者数のうち要介護４が突出して増えているが要因は。

回答 被保険者の方の高齢化が進んできています。５年ほど前は70代で新規申請をされていた方が多かったので、その方々については介護予防に取り組むことで介護申請せずに済んだかと思いますが、最近ではご高齢の方が新規申請しており、年齢から介護予防という形にはならないため、新規で介護４という方もいます。

- ２ 質疑 介護保険の規模からいくと基金積立金が多くなっているのか。

回答 本来、介護保険制度では保険料を３年間で精算するのが通常なので、計画初年度で余剰金を積立てし、２年目で０、３年目はマイナス分を初年度の余剰金を取崩し、３年間でプラスマイナスゼロになるという考え方です。しかし当町では６期の途中で保険料が不足するという事で、期中に値上げをしたことがありました。そのときの試算では、９期に向けて１番上がるという試算でしたので様々な取組をした結果、８期のときも下げましたが、今回（９期）も下げることができました。これは基金残や皆さんが健康に意識を向けてくださったので下げる判断ができました。したがって、本来の基金保有額は極力ゼロです。県全体でも当町が多く保有しているほうだと思います。

3 質疑 介護医療院の今後の動向は。

回答 介護医療院の受入れられる定員の問題もあります。今は減少傾向かもしれませんが、今後、団塊の世代が75歳以上を迎え、入所を必要とされる方が増えていくと施設に頼らざるを得ない方も出てくると思います。したがって、その辺は慎重に動向を見極めていきたいと思っています。

以上のほか質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第4号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、認定第5号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

〔第2常任委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） それでは、1枚おめくりください。

令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算認定について、第2常任委員長報告。認定第5号「令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第2常任委員会に付託となりました。委員会は9月9日に副町長、産業振興課長、主幹兼観光商工係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。「令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算」の歳入は、国庫支出金1億4,068万9,500円、繰入金1億5,862万4,945円、諸収入15億3,773万6,944円、歳入合計18億3,705万1,389円です。歳出は、総務費247万4,955円、事業費17億1,887万651円、諸支出金5,683万円、歳入合計は17億7,817万5,606、5,606円です。差引額は5,887万5,783円となりました。年間での利用額は、昨年度を上回り町内消費の好循環と消費拡大が図られました。

審査では、主に次のような質疑がされました。

- 1 質疑 一般会計繰出金において、補助金が年度をまたいで入金があり、一般会計で建て替えしている金額を戻したとのことですが、今後もそのような処理をする可能性はありますか。

回答 補助金事業を行う場合には同様な処理となる可能性があると思います。

- 2 質疑 ふるさと応援基金繰入金3,445万8,000円となっていますが、一般会計からの充当にあたり基準はありますか。

回答 ポイント還元の財源として、一般財源と調整して充当しているため基準はありません。

- 3 質疑 利用料（ポイント失効）665万1,677円の内容と会計処理はどのようになっていますか。

回答 ポイント失効については、物価高騰対策交付金などは利用期間を設けており期限内に利用されなかったポイントです。会計処理は3月末に精算しております。

4 質疑 利用者のサービス低下とならず、ランニングコストを低価に抑えるよう創意工夫していますとのことですが、具体的な内容は。

回答 現在、事業所に貸与している携帯端末40台の通信料を支出しており、この台数を減らすため各事業所で利用しているW i - F i に接続を勧めるなど通信量の削減に努めるよう事業所と協議を行っています。

5 質疑 サンセットコインカードを町外の方が所有しているが、サンセットコイン事業でどのくらいの外貨を獲得しているのか知ること大切なことだと思いますが、町外者の利用状況の把握は可能ですか。

回答 システム的に町外人のデータを判別するのは難しい状況で、そのようなデータは持っていません。

以上のほか、質問がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） あの質疑1なんですけど、一般会計繰出金において補助金が年度をまたいで入金があり一般会計で立て替えしている金額を戻したとのことですが、今後もそのような処理をする可能性はありますかという質疑に対して、補助金、補助金事業を行う場合には同様な処理となる可能性があると思いますという、こういう回答なんですけど。こういうことをですね、立て替えた一般会計で、立て替えている金額を戻す。それを、年度をまたいでやるという、こういうことはあんまり好ましくないと思うんですよ。やはり年度内に補助金なりそういうものに関しては会計を終了するべきだと考えるんですけども、その辺の質疑はなされなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） はい、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。その辺はですね、説明の中で十分聞いておりまして、実際にあの補助金がですね、年度をまたいで国のほうから町のほうに来るお金が年度またいだっていう説明がありました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） そうすると、その 1 回目のお金は一般会計繰出金で立て替えをしていると、こういうことですか。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） はい、あのそのような説明がありました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第 5 号、令和 5 年度サンセットコイン事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第 5 号は認定することに決定しました。

◎認定第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 6、認定第 6 号、令和 5 年度西伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第 2 常任委員長、浅賀元希君。

〔第2常任委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） 令和5年度西伊豆町水道事業会計決算認定について、第2常任委員長報告。認定第6号、「令和5年度西伊豆町水道事業会計決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第2常任委員会に付託となりました。委員会は、9月9日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。「令和5年度西伊豆町水道事業会計決算」の収益的収支の収入は営業収益1億8,644万1,738円、営業外収益1,762万2,997円、収入合計は2億406万4,735円です。支出は、営業費費用1億7,457万3,395円、営業外費用815万5,867円、支出合計1億8,272万9,262円です。収益的収支の純利益は、1,741万5,990円で対前年度比674万6,205円の増益となりました。なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に第2類から第5類に引下げられましたが当町におきましては、高齢化や人口減少に歯止めがかからない状況で給水人口の減少や1世帯当たりの水道使用量の減少により配水量が減少したため営業収益は減少しました。毎年問題となっています有収率に関しましては、原因調査のため漏水調査を行い見つかった箇所については修理、修繕工事を実施しました。また、資本的収支の収入は他会計からの繰入金315万3,000円で、収入合計は315万3,000円となりました。支出は改良費（工事請負費）3,128万4,000円、地震対策費（委託費）946万円、資産購入費（機械及び装置）99万円、（車両運搬具）125万3,190円、企業債償還金が、529万4,419円で合計4,828万1,609円となりました。なお、資本的収支の不足額4,512万8,609円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整、調整額390万7,926円で、過年度分損益勘定留保資金3,837万5,268円、及び当年度分損益勘定留保資金284万5,415円で補填しています。

審査では、次のような質疑がされました。

1 質疑 漏水調査エリアの選定はどのように行っていますか。

回答 毎年エリアを分けながら調査を行っていますが、特に夜間流量が多い場合は漏水が疑われるため優先的に調査しています。

2 質疑 剰余金1,741万5,990円の処分として、建設改良積立金の積立てにしていますがどのような理由ですか。

回答 現在、先川浄水場の建て替え工事を行っており、建設改良積立金が減少してきているためです。

以上の質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第6号、令和5年度西伊豆町水道事業会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

◎認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて、再開します。

日程第7、認定第7号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

〔第2常任委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） 令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について、第2常任委員長報告。認定第7号「令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について」は、令和6年9月5日の本会議において第2常任委員会に付託となりました。委員会は、9月9日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきましてご報告申し上げます。「令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算」の収益的収支の収入は、営業収益8,812万1,503円、営業外収益519万7,947円、収入合計9,331万9,450円です。支出は、営業費用7,603万6,469円、営業外費用75万2,006円、支出合計は7,678万8,475円です。収益的収支の純利益は、1,334万7,200円で、対前年度比598万3,722円の増額となりました。また資本的収支の収入は0円です。支出は改良費（工事請負費）が3,303万3,000円で、固定資産購入費（機械及び装置）174万9,000円で、資本的支出全体で3,478万2,000円となりました。なお、資本的収支の不足額3,478万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額316万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,162万円で補填しています。

審査では、次のような質疑がされました。

- 1 質疑 今後も老朽化している温泉配湯施設の整備を計画的に実施し、安定的な配湯と持続的な事業運営を目指しますとありますが整備計画は作成していますか。

回答 西伊豆町温泉事業経営戦略を策定してありますので、それに沿って実施していきます。

- 2 質疑 以前の説明では、温泉事業では当面大規模な改修計画もないとのことから眠っている預金を債権に回しましたが、整備を計画的に実施していくとのことですが資金計画は大丈夫ですか。

回答 耐震化対策は、建設課の道路整備計画とリンクさせて行うようにし、資金バランスを考慮して進めていきます。

- 3 質疑 未処分利益剰余金1,334万7,200円を水道会計と違って利益積立金へ積立てしていますが、どのような理由ですか。

回答 温泉会計では、建設改良積立金の積立金は3億4,116万7,572円となっています

ので、十分あるためです。

以上の質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長、浅賀君、報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第7号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第51号、令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎クリスタルパーク改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第51号は、令和6年度観光地域づくり整備事業、黄金崎クリスタルパーク改修工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。議案第51号の説明をさせていただきます。こちら黄金崎クリスタルパーク改修工事になります。契約の方法については、制限つき一般競争入札による契約。契約金額は5,335万円。契約の相手方が河津・国本特定建設工事共同企業体になります。

1ページをご覧ください。工事の概要になります。令和6年度及び令和7年度の2か年で工事を予定しており、本年度についてはショップ棟建具改修及び前面へのウッドデッキ設置、ショップ棟及び工房等の外装塗装塗替え、ウッドデッキ設置に伴うスロープの付け替え及び駐車ますの改修を行うものです。

図面を見ながらちょっと説明をさせていただきたいと思いますので、資料1の図面をご覧ください。オレンジ色に塗り潰しされているところがウッドデッキとスロープの部分になります。まずウッドデッキの新設です。ショップ棟全面へウッドデッキを新築し、ショップから直接ウッドデッキに出られるようにします。なお、ウッドデッキ周辺には景観に調和するように低木植栽を設置し、テクスチャにやわらかな印象を加え、空間に落ち着きやリラックス感を与えるようにします。それからスロープの付け替えについてなんですけども、ウッドデッキの設置に伴い、今まで使用していたスロープが一部使用できなくなるため付け替えを行います。新設スロープの勾配は5.6%であり、バリアフリー法に基づく指針で定められている屋外スロープの基準6.7%より緩やかな斜面になっております。またスロープの付け替えを行うことによりスロープ表面処理水が新たな、新たに必要になってきて、スロープの始まりの部分ですね、のところに側溝を新設します。それから駐車ますの改修というところになりますけど、駐車区画が破線で表示されている赤色のところがございます。ウッドデッキが新設によって前面に出っ張るような形になりまして、一部の、一部が駐車しにくい形状となりますので、一列分削除をしスロープの付け替えに伴い、救済椅子の、ごめんなさい。車椅子の駐車場を、移設を行います。

資料2の図面をご覧ください。上段が改修前、下段が改修後になります。カフェスペース

の大窓の改修になります。ちょっと茶色っぽい色で塗り潰されている箇所になります。ショップ棟壁スペースにある大窓を建具改修し、ガラス戸を新設します。既存自動ドアはそのまま生かします。ガラス戸にすることにより外界からの光を多く室内に取り入れ、カフェとウッドデッキの視覚的なつながりを持たせることで、開放的な空間をつくることを目指しております。それから改修後の緑色に塗つぶ、ごめんなさい。青色に塗り潰されているところが外壁塗装塗りかえの箇所になります。ショップ棟及び工房棟の外壁が経年劣化等により色落ちしており粗末さを感じさせ観光施設のイメージダウンになっているため、塗装の塗替えを行いたいものです。

資料3ページをご覧ください。資料3ですね。こちらは、現在の工房棟になっているところの塗替え箇所になります。青く塗り潰されているところが外壁の塗装箇所になります。

資料1にお戻りください。改修後の平面図になりますが、ウッドデッキの一部のところに体験工房を新たに増築する予定となっております。この青色に塗り潰してあるところが来年度工事の予定箇所になります。今回の工事には含まれておりません。

資料4のページをご覧ください。こちらは新設予定の体験工房の断面図になっております。既存ショップ棟の前にですね、ごめんなさい、ショップ棟の面積を、売場面積を今よりも少なくして、そこに体験工房を移動させるという計画になっております。それでまあ体験工房のところに外側に、新たに棟を増築してサンドブラストのような機械をここでやっていただくという計画になっております。このようなショップ棟へ工房を移設するということについてはですね、ショップ棟と工房棟を同じ棟に持ってくることによりまして、今まで左右に分かれていた来場者の動線を統一し、同空間にいることによる運営効率の改善を図りたいものです。なお、あいた工房等のスペースにつきましては、団体客の受入れや様々な展示など多目的スペースとして利用します。工事につきましては、営業しながらの施工を予定しております。

説明は以上です。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えっとですね、当然、我々はこれの予算、これは承認してます。ですから執行権は当然、町にあります。ただ、5,000万以上、5,000万の工事をですね、既に契約

を終えて、で、今日この図面で説明をしてということはね。我々の意見ってのはどこにも入らないわけじゃないですか。そういったやり方についてどういうふうに考えてますか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回の工事につきましては、3か年の黄金崎の計画の中の1つの工事ということでございます。で、実は6月にトイレのですね、建設の関係の補正もさせていただきまして、それと関連しての工事になりまして、事前に議員の皆様方には本来であればそういったその契約の金額、それからこの図面もそうなんですけれども計画のですね、動きがあったときに本来であれば、事前に説明をしておけばより分かりやすいですね、こういった経過にならずに事前にお示しすることができたというふうに思っております。今回についてはですね、補正もあわせてですけれども同じ工事ということで、議員の皆様は事前に本来やっておくべきところを、欠けていたということで大変ご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。この工事もあわせてですけれども、来年度も引き続きありますので、そちらにつきましては事前に説明するようにしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 前回の例えば、今日ようやくこの図面が配られましたけども、この本庁舎の前のね、駐車場整備の件。これも1,700万円。このときも話をしたはずですが。そしてこの件もそうですし、今課長の説明の中にもありましたけども黄金崎のトイレについてもね、当初予算から補正で1000、7・800万増額になるということですけども。その時点でも例えば、いろんな理由を言っていました。今、いろんなあれが高いとか安いとか。だけれどもこういうふうにしたいんだという図面は出てきませんでした、ということはね、これあのこのところの、この高額ないろんな工事ですね、これに対する説明をしてないってことはやっぱりこれ議会軽視じゃないですか。その辺について例えば、町長どう思いますか。どう考えます。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、すいません。私は全協で説明したかなと思っていたんですけども、今、副町長に確認したらしていないということなので、していないんだろうというふうには思っております。別にこれあの議会軽視ということではないんですけども、今回この件について説明する機会を持たなかったということでございますので、今後は予算の通ってものにつきましても、事前に説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まあですからね、この件も黄金崎のトイレの件も我々の意見が1つも

反映されないということに結果的にはなるわけですよ。ですから、その辺は今答弁ありましたんでね、そういうふうにしてもらいたい。で、もう1つ質問します。この件ですね、いつものいつもの代表者ですね。黄金崎のトイレ、これは次の議案ですからここには触れませんが。この落札率が相変わらず99%以上99.、確か計算すれば04です。で、こういう状況が続いてますよね。それに対する対応策、いろいろ考えるよという答弁を以前頂いた記憶があるんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。次の52号も含めてでございますけども、入札に関してはたしか沼津以東でJ Vを組んでということで、以前、高橋議員からもご指摘を頂きましたので、土肥以南ではなくてですね、相当範囲を私たちは広げたつもりでこの何年間には行っております。ただ、今回の51号並びに52号は、たしかJ Vで2社しか来ていただけていないというのが現状でございますので、いくら私たちが広げたとしても2社ということでございます。落札率は確かに高いというのはご指摘のとおりなんですけども、多分1社は100を超えていたので、まあ多分とれない数字だったのかなというふうに記憶をしておりますし、行政としては安いにこしたことはないので、なるべく低い入札率で落札をしていただきたいとは思っております。ただ、いかんせん、間口を広げても2社しか来ないということを考えると、町内の業者はもう関係なく、全国で募集するかというようなことをしない限りは、この落札率を下げることはできないだろうというふうには思います。ただ、まあそうしますと今度はどこの方か分からないような業者に入られてもですね、地域経済にもよくないという影響を及ぼしかねないというところがありますので、当面の間は沼津以東で行わせていただきたい。なるべく町内の業者さんには町外の方ともJ V組めますんで、ぜひ入札に参加していただきたいという願いはし続けていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まああの町長のおっしゃるとおりでしょう。ただ今回の件もですね、黄金崎のトイレとここが同じJ V同士、これが町長のおっしゃるように片方のJ Vしか100%を切っていないから結果的に同じ事業者になってる。だけれども、そういういろんなね、実情の分からない町民なり傍から見れば、またこことここかよってという声はもう相当聞こえてくるわけですよ。しかも99点なにがしてなれば、これは今の地域事情からすればやむを得ない部分もありますけどもね。やっぱり全国のいろんな、例えば、どこやるのとうやらがやってるように、もう99%を超す90%超せばこれは談合だよってというような言い方をしてる党もある

わけですね。ですから、ぜひ今町長の言ったようなね、ことを、やっぱりこれからも町内の業者にね、やっぱり訴え続けてもらいたい。もう要は、もう本当にきちっとした競争してもらいたいというこれは要望になりますけどもね。ぜひそれ続けていただきたいと思いますけども、もう一度すいませんこれ。質疑ですから、もう一度回答お願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今回、2社ということでございまして、町内にはJ Vを組めばほかに入札に参加できる業者さんはいらっしゃるというふうに思っておりますので、私たちも働きかけをいたしますが、議員の皆様もし関係する建設業者の方お知り合いがいたらですね、なるべく町内の入札にはJ Vを組んで参加するようというところで、促しをしていただければというふうに思います。町としても引き続き、声かけをしてですね、議員がおっしゃられたような疑義を持たれないような形にはしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、これ51号・52号とありまして、これは観光地域づくり整備事業というふうなことでですね、県も絡めてっていうふうなことで若干、全協でも以前はありました。この件に関してはですね、こういったものに関してはですね、その県と絡めてっていうことになると思います、若干、県のほうからも補助が入るというふうには思っておりますけども。特にこの51号の黄金崎クリスタルパークですね。今後相当ですね、施設整備、もう大分ボロが来てるっていうふうなところで、今回もうこれ5,000万を超える金額での補修なりっていうものが出てきてますけども。今後何年かの間にそういった大きな改修というかそういう計画っていうのは予定されてるんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、クリスタルパークにつきましては、開園から既に20年が経過しております。で、経営状況も余りよくない状況でございましたので、閉園するという選択肢はあったわけでございますけれども、やはり宇久須地区の観光地を存続させるということですね、町としては存続の方法を選択いたしました。それに伴って駐車場の部分の土地の買上げもしてですね、何とかこの拠点整備をもう一度したいということについては議員の皆様にもご理解を頂いているかというふうに思います。ですので今後、このクリスタルパークを継続するためには当然、20年経過してもう25年か6年たってるはずなんですけども、人に

来ていただくためにはですね、古い施設の改修というのはしなければいけない状況でございますので、今、補助金を頂くために整備計画をつくって今整備をしております。ただ空調などは随時しておりますけれども、外装やそういったものについてはやっていなかったもので、今回機を見て事業を行っているものでございますので、あまりここから先にですね、もっと大規模なということはあまりないだろうというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 特にですね、心配されるのがですね、クリスタルパークのですね、形状の試算ですかね。この間の全協のときにですね、今後の指定管理に基づいてのですね、前指定管理者である東海ビル保全さんのほうがですね、試みの計算っていうんですかね、試算を出していただきましたけども、そのクリスタルパークに関してですね、その数字がですね、極力悪いですよ、5年間で。マイナスの2億円ほどを計上しているような状況でありました。今回その外側のですね、建具なりですね外壁及びですね、工房を増やしたりショップを減らしたりっていうふうなことを行いたいという話ですけども、そういったことをするにあたってですね、例えば、本当にこれをやることによって営業力がアップしたりっていうふうな計算はあるんでしょうか。その辺はどういうふうに考えてますか。その辺少し説明してもらいたいんですけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。今の状況でするずるいきますと当然、集客にはつながらないということと形状的にですね、クリスタルパークは何ができるところなのかということですね、外から見にくいということもありますので、あえてウッドデッキを使ってショップから飲食をお持ちの方が外で召し上がることによって誘客にもつながる可能性もありますし、工房も見えるところでやることによって、ふらっと来たお客さんも少しやってみようかという気になればなというふうに思っておりますので、回収しないよりは当然、回収したほうが有益なんだろうというふうに思っております。赤字の部分は確かにご指摘のとおりなんですが、それは今に始まったことではなくて、株式会社クリスタルパーク、これを会社もですね、やめなければいけなかった、当時から当然、その状態は私たちも議会も承知の上で今、指定管理として運営をしております。問題はですね、その赤字をどこまで許容するかということなんですけども当然、地域の方の雇用の場所としても1つ利点がありますので、何とか利益が上がるような努力をするために、今回改修をして少しでも利益率を上げる、また集客につながる活動をしたいということで上程をさせていただいております。

○議長（堤 豊君） 7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） 今回ウッドデッキを新設するというふうなことで、抜本的に対策をとるっていう話ですけど、1つ私聞きたいんですけども、クリスタルパークの裏にですね、屋外ステージありますよね。あれほとんど利用されてないっていうふうなところ。ここもずーっと利用されてるっていうふうなことがほとんどないと思うんですけど、ああいうところもですね、ちょっと抜本的に見直すっていうことも考えていいと思うんですけど、その辺の考えっていうのは。どうでしょうか、ありませんか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。まずはですね、こういったハード的な部分を今回整備させていただきます。クリスタルパークをはじめ、公園エリア全体をですね、整備をします。そしてまた来年度に向けて指定管理というのが始まりますけれどもその中でですね、どういったことでサービスを充実させていく、そして集客につながるかということをですね、検討していきたいと思います。ですので、具体的にそのステージのところについて今何をするということは、現在のところはありませんけれども、来年度以降のですね、指定管理の中でもそういったものを含めて検討していきたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） はい。このデザインなんですけれど、来年度からまた指定管理者が変わる可能性ももちろんここはあるのですが、この全体のデザインですよね。これはもともと誰の発想っていうか、どこから出たことなのか、その辺ちょっと伺いたいんですが。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 2 年ほど前から黄金崎公園の景観エリア計画ですね、を作成しております、その中で統一的なデザインというような観点を持って設計をされているというふうに認識しております。担当課、その当時はまちづくり課だったですけども現在は産業振興課が計画のほうでやっているという状況です。

○議長（堤 豊君） 3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） そうしますと、今回、結構こう正面から左側のところがかなりイメージ変わってくるんですけど、その辺はもう設計事務所がデザインしたっていうことですか。誰かがこういうふうにしたほうがいいのかっていう話合いをしたということはなかったということですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。基本的には設計事務所さんが入っております。で、今回のこの工事に向けてクリスタルパークの職員の方々ですね、そういった方々の意見も入れて、それで計画に入れて、計画を立ててきたという経緯がございます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。恐らくそうだと思います。実際に働いてる方々の感覚というか、それはとても大事なことだと思うのですが、来年度から指定管理者が変わる可能性があるじゃないですか。そのさなかにこれを進めていくということによろしいですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。この計画はですね、もともともう令和4年より少し前ですかね、そこから動き出しておりますので、指定管理者が変わるか変わらないかはまた別の話ですので。やはり西伊豆町にとってここはですね、お客様、寄っていただきたい大事な場所ですので、これはこれとして進めていきたいと思います。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私もね、高橋さんと一緒なんですよ。今日渡されて、全協も何もないんで、これでどうだとかこういう感じなんですけども。まずそれではですね、資料1青い部分は何ですか来年ですか。これは2期工事。2期工事というんですから今回は、これ今回やらないという。これは2期工事だから2期工事で、今回のあれには入ってない、とりあえずまずその質問。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 資料4の断面図のほうをご覧頂きたいと思います。ウッドデッキなんですけども、盛土する部分についてはL型擁壁っていうのを施行して、その上面、それから側面にデッキ材を貼り付けるというような方法になっております。今年度はそのL型擁壁をやって、何て言いますかね、埋め戻して土の状態にしておくと、そこまでが今年度工事になります。なので来年度は建物を建てて、土間のコンクリートを打ったり、ウッドデッキをその青いところですね、貼ったりっていうのが来年の工事になるということです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで先ほど、1番最初の説明だと建設課長、この体験工房のところにサンドブラストを持ってくるっていうようなことを言っていましたけども、元のほうの体験

工房はそれではどうなるんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。現在の工房はですね、そこからサンドブラストをこの体験工房の方へと移動させるわけですけど、そこがまあ、1つ空間があきます。広くなりますのでその部分につきましては、いろんなイベントをやったり、あるいは工房のですね、団体の方々が来たときにはその広いほうを使って体験していただくというような予定でおります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） まあイメージ的には資料5、9ページ見るとこういうイメージになるのかなあと思うんですけども、外壁の塗替えっていうようなことも計画されておられるんですが、9ページで見るようなこのこげ茶色の色が外壁の色になると。それから足す、あれですか。増設する工房もこれで見るとこげ茶色みたいになってますけども、この色で塗りかえるということでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。このイメージ図のような色合いに仕上がりはなると、なります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここで先ほどから問題になってる全協で工事についての説明がなかった。それでこの工事をじゃあ何のためにやるんだって思ったんですよね。ということもいろいろ今聞いてると、本当の修繕ってことじゃなくて、何らか収益を増収するがために5,000万円をつぎ込むってことなんだろうけど、5,000万円つぎ込むだけのシミュレーションなりね、何なりはやったのか。何%ぐらいの増収を見込んでいるのか、その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。この工事自体そのものがですね、まず黄金崎公園エリア全体を整備するという計画になっております。その中でですね、今回、1つの場所としてはクリスタルパークの改修ということです。確かにこれを直すことでですね、集客を図るといのはやはり1つの目的ではあります。ただ一方で、大分古くなっておりますので、そこには手を入れなきゃいけないということです。で、この施設ごとにはですね、その県の補助金をもらうに当たって費用対効果というんでしょうかね、等級的なものになりますけれど、算

出する必要があります。ただそれを見ますと費用対効果、費用をかけてもそれ以下ということは数字的にはなってしまいます。ですので、じゃあこれをやったからといって必ず黒字になるかということではありません。ただそうは言っても観光地としてですね、やはりこういった建物をですね、町の所有物としてお客さんに来ていただく1つとしては、全体を含めた中で効果的であるということで、今回も補助金の対象となっておりますので1つ1つ見るとですね、マイナスのものもやっぱり出てきてしまうというのが実情です。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、これをやったからって黒字になりますかなんて聞いてませんよ。ただね、金があるからって言っつぎ込む、リフォームだよね、これ結局。その辺のやっばやる価値があるかどうかっていうこともね、少し検討して金をつぎ込んで頂きたいと思います。そしてね、1ページのところにちょっと聞きたいんですけど、工事概要って書いてあるところで、令和6年及び令和7年2か年度での工事を予定しておりますって書いてあるんだけど、その下のところに（1）、（2）か下のところに平成8年度ショップ棟A=547.57平方メートル。平成8年度建設ってなってるんだけど。その下も工房と、も同じだよね。平成8年度建設。これな、6年7年で工事完了って書いてあるのに何で8年度建設って書いてあるわけ。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 現在の、現在あるショップ棟・工房棟については平成8年に建設されて面積がこれですということをちょっと工事に直接関係ないんですけど、表示させていただきました。この建物の外壁を塗装しますよという今回の工事になります。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほどの芹澤議員の価値があるのかないのかということに答えるとするならば価値はあります。逆に、次の52号も関係するんですけども当然、老朽化したトイレであるとか外壁というのは単費で直さなければいけません。ただ単費で両方出すともうこれ1億身銭を切らなければいけないんですけども、なかなかそういった整備ができないのであえて黄金崎一帯の整備計画をいうものをですね出して、国県にお認めを頂いて補助金を頂くことによって、町の持ち出しが少なく済むということの中の外壁の整備も含まれております。に合わせてこういったショップ棟であったりとか外で召し上がることのできるウッドデッキをつくることによって、あわせて集客を狙いたいということでございますので、もうそもそも、たしか開園が平成10年ぐらいだったというふうに私は記憶しておりますので、もう25年

もたてばですね、もうあちこちにガタが来ておりますので、単費での修復は難しいので、県の補助を頂くために計画をつくってこういったものをつくらせていただいているというふうにご理解を頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの先ほどのところだけど、この工事自体をね、2か年でかけてやるってことはどうしてでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。まず工期的な問題があります。それから今回ここには出てきておりませんが、この黄金崎公園エリアの整備ですので、えっとですね、来年度もこの工事があるわけですね。その中に黄金崎公園の遊歩道も含まれております。これらを一体的に実施することで事業が成り立つ、そしてこの補助対象となるということになっておりますので、設計から含めて3年間で実施をさせていただきたい。そしてこれに対して、県の補助金を頂きたいということで3年計画となっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今、芹澤議員の質問でね、産業振興課長が費用対効果は下がる場所もあって期待できない場所もあると、こういうような発言があったんですけども。ですからこういうね、どうしてそうなるのかというね、そういう説明が欲しいんですよ、私たちは。費用、費用対効果は、町長。費用対効果下がる物件をやるんですか、町が。うまくないと思いますよ、それは。私のちょっと聞き間違いかもしれないから、もう1回その辺。産業振興課長、答弁願います。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。これは町営の施設ですので、全てにおいてプラスになるというのは非常に望ましいことではありますけれども、なかなか実情そういったことは難しいです。で、今回のこの計画につきましてはですね、クリスタルパークの展示施設、それからまあトイレもそうですね。そして散策路合わせての計画となっております、それぞれに費用対効果というものを、これはあくまでも県の補助金を頂くための資料として出す1つの指標となっております。ご存じのとおり、もう既に指定管理ずっと行ってクリスタルパークはですね、赤字が続いているという状況は堤議員もご承知かと思っておりますけれども。これを直すことでですね、劇的に回復するかということはなかなか難しい。ただそれはやはり指

定管理のほうですね、いろんなサービスを考えていく中で成功に導きたいというのは当然でございます。ただ1つ、その計画の中で言いますとやはり建物。それからですね、ここでこの建物でどれぐらい稼げるかと、いわゆる指定管理の基礎になった数字とも似てきますけれども、それから年間の利用者数ですとかそういったもろもろの算定をする中で費用対効果とすると、いわゆる1.0というのが標準といいますか、プラスマイナスゼロなんですけれども展示施設そのものを見ると下がるということが計算上出てくるということです。だからといって、じゃあその施設にお金をかけなくてもいいかというとなると、そこはちょっとまた別のですね、観点からしますとやはりそこも含めて黄金崎一帯を整備する中で、この施設も中心となる施設ですので、整備をさせていただきたいというものでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それは分かるんですよ。古くなったからね、新しくする。これはね、経済にはね、有効需要逓減の法則ってあるんですよ。古いものっていうのはね、だんだん価値がその1単位当たりの満足度が減るんですよ。だから経済というのは、新しい商品がどんどんどんどん。ビールなんかと同じビールなのにどんどんどんどん出てくるね。これはそういう有効需要逓減の法則によってるんですよ。だから古いものを新しくしたい。新しくして、新しくなった。SNSに上げたりすると、今もうほとんどSNSできれいになって、そういうところは上がったってそういうふうな報告もありますよね。ですからそれは、それは分かるんですよ。ならばね、そういう指標があるなら、県に出したそういうあれがあるんなら、何で議員にもそういう指標を使って説明しないんですか。そうして納得していきましょうよ、1つ1つの施策を。どうですか、その辺町長。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、課長が申し上げたものは補助金申請の添付資料だということなので、別に議員の皆さんにお見せすることはできないものではありませんので、お配りすることは当然、出来ようかというふうに思いますんで。今必要であれば今お配りしますけども、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だからそういうものを使ってね、ここはこうだ、ね。ここはこうだ。そういうあれじゃないですか、今ここへ来ちゃってんだから全協も開けないけれども。とりあえず今すぐ出せんでしたら出してください。それで今すぐその辺でなかなかね、当局の皆さんはね、そうやって資料を持っててあれですけど、議員にね、今出してすぐ判断してと、

これ町長も議員やってた経験あるんですから、なかなか大変なんですよ。今、座ってる課長さんちにも言いますけど。だからできるだけね、議員さんを納得させるような資料を出してくださいよ、お願いしますよ。今、すぐ出るんだったら休憩して出してくださいよ。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

失礼しました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） データ貰ったんですけども、ちょっと急に渡されても見方が分からないんで。課長、説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） こちらはですね、今回、県の補助金をもらうための資料の一部となります。で、表が大きく分けて 3 つございまして、1 番上が散策路、真ん中が展示施設、これがあのクリスタルパークになります。1 番下がトイレということです。今、ご質問頂いているのがちょうど真ん中の部分です。1、費用対効果比率。これが、数字が 0.40 というのが入っております。堤議員が求めたいのはちょっとこれとは若干、違うかとは思いますが、すけれども、これはあくまでもその補助金ですね、要綱に合わせて、これで対象となるかならないかの判定の 1 つとしての費用効果の算出方法になります。この 0.40 というのは、C 分の B になりますので、左側の数字の 5 番の便益 B が、これが B に値します。6 番の総費用 C（事業全体）金額に言いますと、1 億 7,400 万円ですね。これを便益 B 割ると 0.4 になるという指標になります。で、これらはですね、ちょっとこれの詳細の資料はちょっと私もないので詳しい話はできないんですけど、費用全体の中でですね、売上げとかそれから利用人数なども勘案した中で、どれぐらいの費用対効果があるかというのがこれで 1 つの基準となっております。ですので、例えばですね、7 番の便益算出基礎データというのがありまして、この施設を利用する方々が増えていく。さらに 1 人 1 人のですね、そこの施設で使っただけのお金が増えていけば、ここの割合というのは上がっていくようになります。ハード的

には、この費用をかけることで維持・修繕も含めてですね、できることになりますのでこれからまた5年10年とこの施設を使っていけるということになります。大事なのはこの先ですね。この施設をいかに皆さんに利用していただくか、多くの観光客の皆さんに来ていただくかというところがソフト的な部分になりますので、それを含めると、この黄金崎一帯を使った中で多くの人たちにご利用頂いて、またイベントですとかそういったソフト事業ですね、これからまた指定管理者とともに考えながら集客につなげるようにしていきたいというふう考えております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

はい、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第51号、令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎クリスタルパーク改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第52号、令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎公園、芝、芝生公園、公園トイレ解体及び新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第52号は、令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金崎公園芝生広場公衆トイレ解体及び新築工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、議案第52号の説明をいたします。黄金崎公園芝生広場公衆トイレ解体及び新築工事になります。契約の方法ですが、制限つき一般競争入札による契約。契約金額については5,665万円となります。契約の相手方は、河津・国本特定建設工事共同企業体です。

1ページおめくりください。工事概要です。黄金崎公園芝広場に設置してある公衆トイレについて、経年劣化等により景観の阻害及び施設の安全性並びに利便性が低下しているため既存建物を解体し、新たに公衆トイレを新築するものです。既存トイレは、延べ床面積が本棟が19.05平方メートル。別棟が8.49平方メートルで合計27.54平方メートルです。それに対して新築トイレは敷地面積を広く使い新築するため、51.76平方メートル。約2倍の面積となります。構造及び仕様の欄ですけれども、既存トイレは木造平屋建てのトイレです。男子トイレの便器数については、小便器2、洋便器1だったものを、新築のトイレでは小便器3、洋便器2と便器数を増やします。それから既存トイレの女子トイレ、洋便器4、和便器1だったものを、新築では洋便器5に改修します。そのほか多目的トイレを今回新設をします。この特定多目的トイレは、オストメイト対応でありおむつ交換台なども設置します。浄化槽については、合併浄化槽の35人槽とします。こちらはピーク時の使用人数及び水道使用量などから算出して人相の決定をいたしております。

図面のほうで資料1をご覧ください。こちらは既存のトイレの解体のところを示したのになります。もともとあったトイレが、人槽が不足するということで裏側に増築したが別槽がございます。その両方を解体します。それから、もともとあった単独浄化槽20人相も撤去をし、新たに合併浄化槽を設置をいたします。

資料2をご覧ください。こちらが新築の位置と浄化槽の位置を示したものになります。

資料3については、新築の平面図になります。便器の配置等はご覧のとおりとなっております。

資料4が立面図になります。今回工事で使用する外側に出ている金物については、塩害が大変強いところがございますのでステンレスを選定をしております。屋根金物については、景観を配慮しカラスステンレスを採用しております。それから当該箇所は西風が強いことが想定されますので、トイレ出入口には風よけ用の擁壁を設置いたします。建屋は腰壁をコンクリートで立ち上げ、表面を野積みしたような化粧型枠で施して景観に配慮いたします。腰壁より上についてはですね、木造でモルタル表面にインボス加工をした塗装仕上げとなっております。この外環については、国立公園内ということで管理監のほうと協議の上、決定をしております。

説明は以上になります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっと、このソーラー電源を設置はしなかった理由はどういうことでしょうか。それとこの工事期間中の、何か仮設トイレとかは設置されるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ソーラーについてはごめんなさい。当初から特に検討には入っておりませんでした。ここはあの、日あたりは半日ぐらいしか当たらないところで、あまりよくない場所になります。そういったことで検討には上げていないということです。それから仮設トイレについては、工事期間中6か月間、5基設置する予定です。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えっと資料2のね、この上のほうに石張り新設っておりますよね。この石張り新設っていうのは資料4で言えば何を指してるんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 前面に風よけの壁ができます、入り口のところです。で、その横に車椅子が入れるようにスロープをつくるんですけども、その前面側に玉石積みという

ふうに左、そうですね、玉石積みって書いてある部分。それ、これが相当します。

○議長（堤 豊君） いかがでしょうか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） ただ北立面図を見ると、この今の玉石積みの部分っていうのはこの上に複層、えっと何だい、塗材Eっていうのが乗るってことでしょ。で、この幅しかないのに何でこれ全面的に石張り新設になってるんですか。要は、石張り新設の、例えば、資料2で見ると石張り新設っていうのはもう建物の1番端から端まで石張りすることになってますよね。でも今言ったように、車椅子が入る部分とその前の段階、この複層塗材Eっていうのは、たかだか幅で言えば何メートルですか。そんなもんですよね。どこに石積みするんですか。玉石積みはあの資料4で見れば、4の左の上で見れば玉石積みっていうのはこの複層塗材のところまでですよね。違いますかね。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 資料5の現況写真をご覧になっていただければと思うんですけども、現状、入り口のところが階段ですよね。ここを今度スロープするんですけども、現状も全面に風よけの壁がつくられております。そのさらに前ですね、部分にこれちょっと用途がよくわかんないですけど、昔花壇か何かあったんですかね。ちょっと平地があって、そこに石積みがつくられているような絵になってると思います。資料2の絵でいうと、この部分を実施したものがこの石張り新設っていう部分になります。で、その。ちょっと、ああ。そっかそっか。ごめんなさい。そっか。ごめんなさい。うん、そうですね、ごめんなさい。ちょっと今私、石張りとは石積みっていうのとちょっと今、混同してお話をしてしまいました。高橋議員がお聞きの資料2の石張り新設って書いてあるハッチがかかった部分ですね。ハッチがかかった部分については、石積みじゃなくて石張り、その床面を現状、平らな石で、自然石で敷き詰めてあります。それを今、資料5で言った、ちょっと前面に出っ張ってるような石積みの部分を撤去するために、そこに復旧した箇所に設置するというものになります。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） いや、今の説明よく分かんんです。この石張り新設っていうのは資料4のどこに当たるんですかって聞いているわけですよ。資料4に建物の北立面、あるいは東立面もありますよね。この石積み、石張り新設っていうのは、資料2の石張りは、資料4のどこに当たるんですかって聞いているんですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。資料4、6ページのところの右の上段に玉石積みというものがあろうかというふうに思います。その右側の地べたになります。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この資料4には、この石張り新設は表示してないってことですよ。そういうことですよ。だから資料2に書いてあるのに、何で資料、それなら4に書かないんですかってことですよ。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、大変申し訳ございません。表記をしておけばよかったんですけど、ちょっとその部分は漏れておりました。申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） で、要は、断面図がないんでわかんないけど、この石張りっていうのは今言ったように地盤レベル、それとも高さ、高さをどこまで積むの。だからもっと言えば、資料4の右の上の図の、今複層塗材Eって書いてありますよね。これの外だよと。玉石積みの外だよっていうことになれば、この辺に玉石積みって書いてあるところの基礎面のところまで新たに積み直すのか、それとも何かどうするんですか。ちょっと図示がないからわかんないんだけど。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 北立面図のこの図面ですと、今これ正面から見て右側にスロープをつくって、こう入るような絵になっていると思います。で、左側はこれ今、図面としてはスロープはないわけですが、現状ですと、なので石張りについては壁の前側に、地面に敷いて、そこの部分、はい。うん、何て言ったらいいんですかね。写真でいうと資料5で見てもらえると分かると思うんですけども、トイレの入り口の前側に平石ですね、の自然石を敷き詰めております。そういった仕上がりになってくるだろうって。この写真で見ると、正面の右側からスロープがこう入ってくるわけですが、左側については図面で見るとGLゼロというふうになってますので、平らな平らな石張りになるというような形になると思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第52号、令和6年度観光地域づくり整備事業 黄金公園芝生広場公衆トイレ解体及び新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第53号、令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業汁谷橋長寿命化対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第53号は、令和6年度道路メンテナンス国庫補助事業汁谷橋長寿命化対策工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、議案第53号の説明をいたします。汁谷橋長寿命化対策工事になります。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額、5,225万円。契約の相手方は、有限会社サクライとなります。

ページおめくりください。汁谷橋については、昭和60年に架設され39年が経過しております。令和2年度に橋梁定期点検を行い、その際は、3判定となった本橋梁を、昨年度、令和5年度ですね、に詳細調査と補修設計を行い、今回工事を行いたいものになります。

工事概要です。塗装の塗替えが660平方メートル。沓座モルタルの補修工が一式。伸縮装置取替工が8メートル。断面修復工が一式。足場仮設工が230平方メートルとなります。なお、工期については令和7年3月21日までとしたいものです。

では、図面を見ながら説明をさせていただきます。まず1点目、塗装の塗替工についてです。今回の工事では、点検時に健全度が低い判定を受けた橋桁や横桁といった鋼材の防食機能の劣化について、塗装の塗替えにより機能回復を図りたいものです。既存塗膜の撤去は、循環式ブラスト工法で細かい金属粒子を高圧で吹付け塗膜を剥がす工法で行います。循環型なので吹付けた金属粒子と塗膜カスを集塵し、機械により分離させ金属粒子のみ再利用することで産廃の量を減らし、環境負荷の低減を図ることができる工法になっております。なお、今回の既存の塗膜については、鉛が含まれているということが事前調査で分かっております。それらを安全対策を行いつつ実施をしてまいります。沓座モルタルの補修工です。こちらあの橋と橋台の設置、設置箇所ですね、1番力がかかる部分になるんですが、図面の左下のほうの図面をご覧ください。この沓座モルタルという部分ですね。は、橋の上部等を支える支承という部材があります。そこを乗せるコンクリートの台座、沓座モルタルでひび割れが見られる箇所がありますので収縮モルタルにより補修を行いたいものです。続いて断面修復工になります。図面でいうと左、ごめんなさい。右上平面図のところの1番A2橋台に近いところの部分になります。局所的ではありますが平面図に記載されております、この箇所についてですね、コンクリート部分に剥離及び鉄筋露出が生じている箇所があり、放置しておくと腐食範囲が拡大する可能性があるため断面補修を行いたいものです。続いて、伸縮装置の取替工となります。橋と橋台のそのつなぎ目のところですね。に、伸縮装置と呼ばれる部材が設置されています。伸縮装置は、橋桁が温度変化や橋を通過する車の振動等によって僅かながら伸び縮みしますが、その衝撃を部材に与えないようにわざと隙間をあけておくために設置しておくものです。伸縮装置の下にはですね、支承という上部構造と下部構造の間に設置されている重要な部材があるわけですが、詳細調査で伸縮装置が経年劣化によ

る腐食により、その隙間から侵入した雨水が原因となって装置の腐食が起こっているという状況になっていることが判明したために、雨量の、雨水の侵入を防ぐよう止水性の高い伸縮装置に交換したいものです。仮設安全対策についてです。施行に際しましては、施工性や観光対策を目的につり橋場を既存上部工から設ける予定です。塗装塗替えの塗膜除去作業時に、研磨ガスが飛散しないよう足場全体及び養生シートで設置をいたします。足場設置時と伸縮装置交換時には通行止めとなりますが、うまく剥離や塗装など主要な作業は足場内での桁下作業になるため、その際は通行規制なしで工事を行う予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案、提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） これは塗りかえた後、何色に塗りますか。

○議長（堤 豊君） 休憩、暫時休憩、はい。

暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 0 時 4 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて、再開します。

建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。大変申し訳ございませんでした。設計書にはちょっと色の、こういう色を使いなさいって指定はしてないんですけども、今の環境に配慮して目立たないような色に塗りなさいっていうのは国の指導がありまして、最近、塗るものについてはちょっとクリーム色であったり、ちょっとベージュっぽいやつとかですね、そういった系統の色になります。なので、それは現地でこういう色がいいだろうというようなことで判断をさせていただくものです。色の色彩はですね、ふじの国色彩デザイン指針っていうのがございまして、可能な限りそのグレーベージュが望ましいということになっているということですので。

○議長（堤 豊君） お諮りします。

12時を回りましたが、そのまま審議を続けたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。よろしいですか。

はい。そのまま継続します。

審議ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 審議なしと認めます。

引き続き、失礼しました。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第53号、令和6年度道路メンテナンス高校補助事業 汁谷橋長寿命化対策工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、発議第5号、地震大、失礼しました。

地震財特法の延長に関する意見書（案）について議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を

省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は質疑・討論を省略し採決します。

これにより、提案、本案を採決します。

発議第5号、何だっけ、地震財特法の延長に関する意見書（案）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、発議第6号、最低賃金の改善と中小企業支援対策の拡大を求める意見書（案）について課題とします。

提案理由の説明を芹澤孝君に求めます。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 発議6号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について。上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法112条及び西伊豆町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出します。令和6年9月13日提出、西伊豆町議会議長 堤豊様。提出者、西伊豆町町議会議員 芹澤孝。発議6号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について。提案理由を申し上げます。

1ページをおめくりください。提案理由。昨年から続いている物価高騰は市民の生活を圧

迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣契約などの非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻な状況となっております。価格転嫁ができずに苦しむ中、中小、中小零細企業の経営にも打撃を与えています。日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,113円。本静岡県は984円で129円もの差、格差があり、また若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に25万円（税込）、月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円以上になることから、最低賃金を段階的に引上げ、早期に全国一律1,500円の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。よって、中小企業の支援策を拡充しながら最低賃金を引上げ、生活を安定的に維持できるよう全国一律の制度の実現について、国に対し強く要望する本意見書を提出するものであります。意見書の内容については既にご理解されていると思いますので、要望の部分だけを申し上げます。

記。1、全ての全ての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生活費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。2、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2のところですね、最低賃金引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともにってこうあるんですけども、これはどのような財源を見越してこういう文章が書かれているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 既にですね、国は中小企業と零細企業に対して、何だっけ、支援策を打ち出しております。それでそれによる、何ですか。ちょっと個別の名前は、支援策の個別の名前は忘れましたが、それで今の現状のところはやっていると。しかしこの抜本的なね、改正については、1案として、中小零細企業から吸い上げた大企業の内部留保金に課税をして、それを税、財源として、中小零細企業に支援するという意見があります。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

芹澤議員、自席にお戻りください。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 私は、反対の立場で反対討論をいたします。討論いたします。最低賃金を全国一律1,500円以上というのは、現実の経済状況を見ていない机上の空論であると私は思います。自由主義、資本主義経済において、賃金は政策で決まるものではなく企業が経営理念にのっとり決定するものであります。最低賃金のみ、最低賃金の引上げは企業にとっては人件費の引上げにつながる大問題であります。経費が利潤を超えるなら会社は潰れてしまいます。また中小零細企業にとっては、全国一律1,500円の賃上げは現実の経済から乖離していると思います。しかしながら、全国平均では最低賃金は、前年比51円増の1,055円となりました。引上げ幅は過去最大であります。このように現実経済において、徐々に上がっていくのが理想であります。これからも経済理論にのっとり上げていくのがベターであり、全国一律に1,500円以上に上げるというのは反対であります。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、芹澤孝君。

失礼しました。

5 番、芹澤孝さん。

ちょっといいですか、先にすいません。

○5 番（芹澤 孝君） まず初めに、この意見書は現実的でないという意見がありますが、現実的でないと思うならなぜ行動を起こし、現実近づけようとしないのか。何かひよったような見方により雑誌傍観していることは、地方議会議員の職責を果たしているか疑問に思います。この意見書を採択し、出すことで微力ながら国に圧力をかけることで実現に近づけたいと思います。また制度的なことにして述べれば、国が掲げる誰もが時給1,000円の通過点となる、全国加重平均1,000円が昨年度最低基準改定でついに実現し、さらに今年度の改定では全国加重平均1,055円となりましたが、その中身は最高の東京1,163円。最低の秋田は951

円と212円もの差があり、最低賃金が1,000円にもなっていません。今の最低賃金改正制度は、国が都道府県を経済状況によりABCの3ランクに分けて賃上げの目安を示し、それを参考に各都道府県の審議会で地域別に決めるため、ランクによる引上げが示されるたびに都道府県の賃金格差は縮まらず大きくなり、引上げ目安に上乗せ可能な都道府県との格差、さらに助長される弊害があります。またこの目安制度では、隣県同士ではチキンレースになりお互いの腹の探り合いとなり、ビリにならない程度の引上げとなり実際は引上げが可能であるのに引上げをしないなど、各都道府県の実体経済と乖離していると指摘されています。このような賃金格差をなくすには、全国一律の最低賃金を設定したら、後は都道府県の市場経済によって実質賃金が決まっていくのに任すべきではないでしょうか。ここで問題となるのは、最低賃金を引上げによる零細中小企業の負担増加に対する支援ですが、意見の採択を求める陳情書において、一律に最低賃金を段階的に引上げてるとしていることから、急激な負担増とはならないですが、しかし中小、零細中小企業の負担増加に対して国は中小零細企業に対する社会保険料の事業主、事業主負担部分や消費税の各種構想公課の減免、現行の業務改善助成金をさらに使いやすくする制度に改善すること。中小企業等の賃上げの整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行うという方針を既に示しました。しかし、抜本的な税制改革では零細中小企業の支援の財政出動として、中小零細企業から吸い上げた大企業の内部留保金に課税して財源確保するという意見もあるように、財源はいかようにもなると考えます。国は、2030年の半ばまでに全国加重平均を1,500円まで引き上げることを目標すること、目標とすることを示していますが、これは現状の目安制度継続することを意味し、弊害である地域格差を国がつくり続けていくことになります。最低賃金が1,500円以下の都道府県が出てくることは確実です。以上のことから、本意見書を採決することに賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。反対の立場から討論いたします。全ての働く人に人間らしい生活を保障したいという点には賛同いたします。地域別最低賃金制度については、国は地域別最低賃金の決定に当たっては地域における労働者の設計費が適切に考慮されているとしていますが、使用される経済指標には、現状の地域別最低賃金の差から生じるものもあり、本当に適切といえるのか判断が難しいところだと考えます。ただ最低賃金の引上げを円滑に実施するための中小企業・小規模事業所への補助については、賃上げに回されるべき事業所の利

益が申請のコストに使われ、申請から分配の間に関わる行政の仕事は無駄な費用を発生させます。また補助の原資は皆様からの税金です。新たな税の支出先が出来上がると増税の口実にされる可能性もあります。一度徴収された税金が途中で目減りしながら再び返ってくる仕組みはこれまでも多くつくられ、日本の経済を停滞させてきました。どうしても現状の経済の中での再分配で最適化を図ろうという動きが世の中には多いです。しかしながら差配する国家は経済を計画できません。税金を下げ規制をなくし、国家権力による市場への介入を極力減らすことこそが経済を動かせ労働者の賃金を額面でも実質でも上げることになります。なので、全ての働く人に人間らしい生活を保障するためにも、申し訳ございませんが、陳情には反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

発議第6号、最低賃金の改善と中小企業支援対策の拡大を求める意見書案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 少数です、挙手少数です。

よって発議第6号は否決されました。

◎議員派遣について

○議長（堤 豊君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました資料のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがってお手元に配布しました資料のとおり、議員派遣にすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり
閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のお
り、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和6年第3回西伊豆町議会定例会を閉会します。
皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時26分